

議案第15号関連資料

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

兵庫県の補助事業として実施している重度障害者医療費助成制度について、中学3年生（15歳）までを対象としている「こども医療費助成制度」の対象を18歳まで拡大することに伴い、高校生世代（16歳～18歳）が重度障害者医療費助成制度と併給できるよう条例の一部を改正しようとするものです。

合わせて、訪問看護に要する費用を重度障害者医療費助成制度の対象に追加するとともに、税制改正に伴う所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

（1）こども医療費助成制度の拡充

高校生世代（16歳～18歳）について、こども医療費助成と重度障害者医療費助成を併給できるよう必要な改正を行うもの。

（2）訪問看護に要する費用の助成対象への追加

在宅医療の進展に伴うニーズの高まりを受け、県事業において訪問看護ステーションによる訪問看護に要する費用が助成対象となることから、助成対象に追加するもの。

※受給者に対しては、7月に予定している受給者証の切り替え時に通知予定。

（3）税制改正に伴う所要の整備

①未婚のひとり親等にかかる所得判定基準の変更

地方税法において、未婚のひとり親についても寡婦（又は寡夫）と同様に市民税の控除対象となったことから、未婚のひとり親を寡婦（又は寡夫）と同様に取り扱うための特例を廃止するもの。

②給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替

所得税法において、給与所得控除額及び公的年金等控除額の一部が基礎控除へ振替られたことから、受給者の所得金額の算定に影響が出ないよう、従前の判定基準を引き続き適用するもの。

※（2）及び（3）については、県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正に伴う改正

3. 施行期日

令和3年7月1日施行